

臨時報告第10号様式

広拘発第171号
平成22年2月15日矯正局長 殿
広島矯正管区長

広島拘置所長

自殺事故報告（平成22年1月9日付け広拘発第44号速報に係るてん末報告）

事故の概況

1 概要

当所収容中の60歳代の男性刑事被告人（以下「事故者」という。）が、平成22年1月9日（土）午後4時3分ころ、単独室でい首しているを巡回中の職員が発見し、直ちに蘇生術を施すとともに、救急車にて市内の病院に搬送し、医師が救命措置を施したが、同日、午後4時43分、同病院医師により死亡が確認されたもの。

2 経緯

同日午後4時3分ころ、[]勤務中の主任看守 []（以下「主任看守」という。）が、同舎の配湯立会中、同舎単独室 []を視察したところ、事故者が []

[]のを発見し、直ちに非常ベル通報した。

同通報により、同4時4分ころ、数名の職員が同室に急行し、監督当直者副看守長 []（以下「副看守長」という。）の指示により、同室を緊急開扉し、[]

直ちに、事故者の身体状況を確認したところ、意識及び呼吸が認められない状態だったため、[]副看守長が事故者に対し、心臓マッサージを施し、職員にAED及び人工呼吸器の使用を指示し、事故者に対し、AED及び人工呼吸器を使用するとともに、職員に救急車要請を指示した。

同4時12分ころ、救急車を要請するとともに、[]副看守長が心臓マッサージを継続しながらAED及び人工呼吸器を使用して救命措置を行った。同4時16分ころ、救急車が当所に到着し、事故者に対して救命措置を行い、同4時25分、当所から[]に向け出発した。

同4時28分、同病院に到着し、直ちに医師による救命措置が開始されたが、同4時43分、同病院医師により、[]による死亡が確認された。

22.2.15

第 号
法務省矯正局

	なお、同日午後 3 時 45 分ころ、主任看守が同居室を視察した際、事故者は [REDACTED] 動静に異状は認められなかった（最終生存確認時間）。	
1 発生年月日	平成 22 年 1 月 9 日（土）	
2 発見時刻	午後 4 時 3 分（非常ベル通報時刻）	
3 場所	[REDACTED] 単独室	
4 方法		
	い首したもの。 上記事故の概況のとおり	
5 経緯		
6 使用器具		
7 逮捕制圧時の状況	該当事項なし	
8 事案による犯罪	該当事項なし	
9 その他の	1 檢察庁等への通報等 (1) 広島地方検察庁 同日午後 5 時 5 分、看守長内山巨心が同検察庁に死亡通報を行った。 (2) 広島中央警察署 同日午後 5 時 10 分、副看守長 [REDACTED] が同警察署に死亡通報を行った。 (3) 広島矯正管区 同日午後 4 時 50 分、看守長西崎則昭が同管区に第一報を行った。 (4) 法務省矯正局 同日午後 6 時、看守長西崎則昭が矯正局に第一報を行った。 2 司法検視等の状況・結果等 (1) 司法検視	
事故の状況	[REDACTED] において、同病院医師の立会の下、広島地方検察庁検察官検事 [REDACTED] ほか 4 名による司法検視が実施され、事件性は認められず、[REDACTED] こととされた。	

	(2) 行政検視 において、同病院医師の立会の下、広島拘置所長が行政検視を実施し、事件性は認められなかった。 3 遺族への通知・遺体の引き渡し等
事故者	<p>1 事故者の種別 自殺者</p> <p>2 身分名 刑事被告人</p> <p>3 氏名</p> <p>4 生年月日</p> <p>5 罪名又は事件名</p> <p>6 刑名・刑期 該当事項なし</p> <p>7 刑の起算日又は入所日</p> <p>8 刑の終了日 該当事項なし</p> <p>9 犯数</p> <p>10 制限区分及び優遇区分 該当事項なし</p> <p>11 所内における行状</p> <p>12 本籍</p> <p>13 住所</p> <p>14 特殊被収容者報告の有無</p> <p>15 その他の</p>

職員の状況	1 配置及び勤務状況	事故当日、処遇部門には、監督当直者ほかの職員が出勤勤務し、当該 [] には [] を配置していた。
	2 監 督 方 法	監督当直者 1 名及び昼夜勤監督者 [] が適宜監督巡回する体制であった。
	3 職責処理の状況	該当事項なし
事態収拾の措置	1 職員の非常招集	[] があったため、同年 1 月 9 日午後 5 時 52 分、全職員に対し、非常登庁を命じた（登庁者 87 名、同日午後 9 時 35 分解除、解散）。 なお、[]
	2 非常配置箇所数、時間及び人員	[]
	3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況	該当事項なし
	4 警察官署への依頼	該当事項なし
事故の原因・動機	1 事故者の動機	[]

事故の原因・動機		
	2 施設側の欠陥	上記事件内容に係る事故者の心情把握・動静視察が十分ではなかったと思料される。
事故者に対する措置	1 懲罰	該当事項なし
	2 事件送致	該当事項なし
改善事項	1 改善した事項	<p>1 巡回視察の強化</p> <p>(1) 監督巡回の励行</p> <p>ア 職員の動きが制約される時間帯(人員点検時、配食及び配食前後)の巡回の励行</p> <p>イ 各区の所管にとらわれない、全単独室棟の巡回励行</p> <p>(2) 夜間勤務体制の臨時の措置</p>

改善事項	<p>2 動静視察及び心情把握の徹底 (1) [REDACTED] を作成した。 (2) 所長、処遇部長及び処遇首席指示を発出して、留意事項の周知徹底を図った。</p> <p>3 公判状況及び外部交通の内容の再点検 公判状況内容から、1名を一時的要視察者から要視察者に指定し直した。</p> <p>4 単独室 [REDACTED] [REDACTED] じやつ 起したことから、単独室</p> <p>5 全単独室の細密検査 1月19日から1月28日まで、全単独室の臨時細密検査を行い、遺書1件、[REDACTED] を発見した。 メモに死にたい旨記載していた者については、一時的要視察者に指定して、物品制限の上、第二種単独室（テレビ監視付き）に収容し、[REDACTED]</p> <p>6 特別保安総点検の実施 1月19日から2月5日まで、処遇部門監督者による特別保安総点検を実施した。</p> <p>7 全扉の再点検 施設内の全ての扉を再点検し、鍵の入り具合及びちようつがいからの異音の発生の有無等を確認し、不具合のある箇所については、修繕を施した。</p>
------	---

改善事項	<p>2 改善すべき事項</p>	<p>8 所長指示等の発出 事故発生直後の平成22年1月12日付け所長指示第2号「自殺事故の防止について」、同月18日付け所長指示第3号「自殺事故等の防止について」を発出して全職員に注意を喚起したほか、同月18日付け処遇部長指示第1号「自殺事故防止について」、同日付け処遇首席指示第3号「自殺事故防止及び適正な投薬と服用の確認等について」を発出して、その具体的な方策等を全職員に周知徹底した。 該当事項なし</p>
その他参考事項		<p>(マスコミ公表とその結果等) 平成22年1月10日午前9時、広島県警記者クラブ幹事社に公表し、同日、新聞社7社(朝日、読売、毎日、中国、産経、共同通信、時事通信)及びテレビ局5社(NNK広島、中国放送、広島テレビ、テレビ新広島、広島ホームテレビ)から取材があり、翌日、新聞5紙(読売、毎日、中国、産経、日経)に本件事故に係る記事が掲載された。</p>